

発行
長野市旭町1098
長野県教職員組合



号外
2016-14
2016年
5月11日

特集
主幹指導主事学校訪問

主幹指導主事学校訪問

業務改善につながる学校訪問に！

ふだん着の学校を見てもらい 改善へつなげよう！

(参考)
賃金権利ハンドブック
p58~59
長野県教育関係職員必携 p7 第5条

昨年度から、主幹指導主事の学校訪問の方法が変わり、下記のように(A)・(B)日程で行われます。主幹主事の学校訪問のあり方をめぐっては、交渉で何度もとりあげる中で実現したもので、3年に1回の(A)日程と、その間の(B)日程がくり返されるといえるものです。県教委は学校訪問の方向として、「人事等についての情報共有」を目的の1つに掲げていますが、これまで県教組と県教委との間で確認されている、ふだん着のありのままの学校を見て、課題解決に結びつけるという従来からの確認は変わりません。本年度も県教委とは次のような学校訪問にあたっての確認をしています。

主幹指導主事の学校訪問にあたっての確認事項

- 1 学校訪問は先生方を見るためでなく、子どもの実態や施設・設備などを見るため。
- 2 ふだん着のありのままの学校を見る。
- 3 先生方の生の声を聞くため、質問に答えたり話し合ったりする時間を確保する。
- 4 管理係主事への特別な接待などあってはならない。
- 5 県教委の指導や組合と確認されている事項が実行されているかどうか見てくる。



<学校訪問サイクルのイメージ>

【A小学校】					
平成27年度 (A)	平成28年度 (B)	平成29年度 (B)	平成30年度 (A)	平成31年度 (B)	平成32年度 (B)
面談等による人事情報共有	面談等による人事情報共有	面談等による人事情報共有	面談等による人事情報共有	面談等による人事情報共有	面談等による人事情報共有
施設・文書管理についての指導助言			施設・文書管理についての指導助言		
	施設・文書管理は市町村教委が指導	施設・文書管理は市町村教委が指導		施設・文書管理は市町村教委が指導	施設・文書管理は市町村教委が指導
【B小学校】					
平成27年度 (B)	平成28年度 (A)	平成29年度 (B)	平成30年度 (B)	平成31年度 (A)	平成32年度 (B)
【C小学校】					
平成27年度 (B)	平成28年度 (B)	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	平成31年度 (B)	平成32年度 (A)

(A) 日程

時刻のめやす	現行の内容	時刻のめやす	新規の内容
	市町村教委来校	8:40~9:20	校長との人事に係る面談
8:30~8:50	打合せ	9:20~11:40	市町村教委来校
8:50~12:30	教室訪問	11:40~12:30	打合せ、施設視察・点検
12:30~13:30	昼食	12:30~13:30	文書点検
13:30~14:00	文書点検	13:30~14:00	昼食
14:00~15:30	文書点検、個別面談	13:30~14:00	まとめ
15:30~15:50	まとめ	14:00~15:30	個別面談
15:50~16:50	職員との懇談、全体会	15:30~15:50	校長との面談、指導
		15:50~16:50	職員との懇談、全体会

(B) 日程

時刻のめやす	新規の内容
8:20~8:50	打合せ、校長との人事に係る面談
8:50~10:10	個別面談(教頭、教務主任、研究主任、養護教諭、事務職員、初任者、安全衛生委員会主任、主幹との面談を希望する者など)
10:10~10:20	教室訪問等
10:10~10:20	校長との面談、指導
11:00~11:30	打合せ、校長との人事に係る面談
11:30~12:50	個別面談(教頭、教務主任、研究主任、養護教諭、事務職員、初任者、安全衛生委員会主任、主幹との面談を希望する者など)
12:50~13:50	教室訪問等
13:50~14:00	昼食
13:50~14:00	校長との面談、指導
14:40~15:10	打合せ、校長との人事に係る面談
15:10~16:30	個別面談(教頭、教務主任、研究主任、養護教諭、事務職員、初任者、安全衛生委員会主任、主幹との面談を希望する者など)
16:30~16:40	教室訪問等
16:30~16:40	校長との面談、指導

主幹指導主事訪問の変更は業務改善

次のことを、県教委と確認しています。
「業務改善(※)に係わってお願いしている」(2015春闘回答交渉)
※「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」(2014年3月発出)を指しています。
市町村によっては、地教委が独自に学校訪問を行うところがあります。地教委にも県教委が訪問方法を変更した趣旨を尊重させ、教職員の負担を増やさない学校訪問にさせないことが大切です。

教育環境・労働環境を改善させる契機にしよう

校内施設の視察の他に、初任者の学級や、特別な支援を要する児童・生徒の在籍学級の教室訪問等が考えられます。ふだん着の学校を見てもらい、改善の方向を一緒に考えてもらいましょう。
なお県教組は、給食調理室、給食センターへの訪問を要望してあります。

面談は、だれでも希望することができます

(B)訪問では、職員全体と懇談を持つ時間はありません。職場長・評議員は、職場会を代表して質問を出し、回答をもらい組合員に伝えましょう。

教育委員会関係者(指導主事等)への対応もふだん着で

県教委が策定した「総合的な方策」の中(P.12)に、教委関係者への対応業務軽減の例が示されています。

- ・案内黒板を出さない。
- ・下駄箱に氏名札を貼らない。
- ・事前に特別な清掃等を行わない。
- ・スリッパを出さない(下駄箱の中から自分で出してもらう)。
- ・校舎外に出たの駐車場への案内や見送りをしない。
- ・多くの教職員を集めて見送りをしない。

主幹指導主事との懇談会でも上記のことが確認されています。

また服装について、県教委から特に着替える必要のない旨が伝えられ、教職員の負担が減ったという声も届いています。管理職とも話し合い、小さなことから業務改善し、学校現場の超勤縮減につなげましょう。

指導案や座席表の提出は一切必要ありません

学習指導に係る指導は主幹指導主事の職務に含まれません。全職員への指導の時間に、授業内容にかかわる指導を一切行わないことが確認されています。
・指導案は、単元名や主眼・座席表も含め一切不要ない(2000年度確定交渉)。また教科名を一覧にしたものも不要ないし(2014年度懇談)、要項(教室一覧)に教科名が書いてあったら、お返ししている主幹指導主事もいる(2015年度懇談)。

